

平成 29 年 4 月採用

# 有田川町非常勤職員採用試験のご案内

問い合わせ／金屋庁舎こども教育課

## 1. 職種および募集予定人数

職種／非常勤保育士

募集予定人数／10 人程度

職務内容／保育所や子育て支援センターにおける保育業務

## 2. 応募資格

昭和 27 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人もしくは取得見込みの人。

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません（地方公務員法第 16 条に該当する人）。

ア 成年被後見人および被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人  
ウ 有田川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

## 3. 選考方法

書類選考／応募者多数の場合、受験申込時にご提出いただくエントリーシートをもとに、事前審査を行う場合があります。

面接試験／日時・場所などについては後日担当者からご連絡いたします。

## 4. 受験手続きおよび受付期間

### (1) 申込用紙の交付

吉備庁舎企画財政課・金屋庁舎こども教育課・各町内公立保育所でお渡しします（土・日・祝日を除く）。申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書きし、82 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、金屋庁舎こども教育課まで請求してください。また、有田川町ホームページから申込用紙をダウンロードすることもできます。

### (2) 提出書類

- ・有田川町非常勤職員採用試験申込書（顔写真を貼付すること）
- ・有田川町非常勤職員採用エントリーシート
- ・保育士資格取得（見込み）を証明する書類の写し

### (3) 申し込み方法

上記書類に必要な事項を記入し、吉備庁舎企画財政課または金屋庁舎こども教育課まで、持参または郵送してください。なお、郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きしてください。これら以外による不着の問題につきましてはは一切対応いたしかねます。

### (4) 受付期間

9 月 20 日（火）～9 月 30 日（金）【当日必着】

※持参の場合は土・日・祝を除く、8 時 30 分～17 時 15 分

## 5. 勤務条件

### (1) 給与・勤務時間

給与／15 万 7,300 円

勤務時間／週 37.5 時間以内

※通常 1 日につき 7 時間 30 分、1 週間につき 5 日の勤務です。勤務場所によっては変則勤務や土日勤務があります。上記給料のほか、通勤手当および超過勤務手当が支給されます。

※非常勤保育士の方で、正職員の育児休業などによりクラス担任を担当していただく場合の給料月額も 16 万 3,200 円です。いずれの給与月額も平成 28 年 4 月現在のものです。変更される場合があります。

※勤務成績により、昇給する場合があります。

### (2) 任用期間

原則平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。任用期間を更新する場合は、各年度ごとに勤務実績や健康状態などを考慮の上、決定します。ただし、65 歳に達している場合は、任用期間をその年度の末日までとし、再度の更新は行いません。

### (3) 有給休暇

年次休暇（任用期間に応じ、10 日以内）、忌引休暇など

### (4) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険および雇用保険の適用があります。

## 6. その他

●受理した提出書類は返却いたしません。

●その他詳しくは金屋庁舎 2 階こども教育課までお問い合わせください。